

# 税金

## 固定資産税の減免申請

一定の要件を満たす人は、申請により固定資産税が減免される場合があります。

対象 27年1月1日現在で65歳以上の、特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかで、次のすべてを満たす人

・所有者および所有者と生計を一にするすべての人の所得が、市民税均等割非課税限度額以下

・自らの居住用以外に土地や家を持つていない

・家屋の課税延床面積が70㎡以下

・固定資産税(都市計画税含む)の年税額が土地と家屋を合わせて5万円以下

減免額 27年度固定資産税(都市計画税含む)の2分の1

# 年金

## 27年度国民年金保険料の免除申請

7月から、27年度国民年金保険料の免除申請を受け付けます。保険料の納付が困難な人は、全額免除、一部免除(4分の3・半額・4分の1免除)、納付猶予を申請できます。また、離職した人には特例による免除制度もあります。

免除の承認は、前年度の所得などで国が審査します。

申請方法 年金手帳、印鑑を持って直接申請した人は雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格

申請に必要な物 27年度固定資産税納税通知書、印鑑  
申請方法 8月31日(月)までに直接本人による申請が必要  
申請・問合先 課税課  
☎06(6902)5918

## 公共用道路の申告

私道を「公共の用に供する道路」として負担している場合、申告により公共用道路として認定されると、道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。

対象 次のすべてを満たす道路

・道路形態を有する

・不特定多数の人が利用する専用道路である、通行制限がある、障害物がある、有料で貸し付けている、植木鉢や自転車などを日常的に置くなどの場合は対象外

申告に必要な物 印鑑、身分証明書(納税通知書なども可)、明書(納税通知書など可)、道路部分を示す図面(土地家

屋調査士など有資格者作成)申請・問合先 課税課  
☎06(6902)5918

## 固定資産税2期分の納付期限は7月31日(金)

固定資産税2期分の納付期限は7月31日(金)です。最寄りの取扱金融機関やコンビニなどで、納付期限内に納めてください。

納付期限が過ぎると、延滞金などが加算される場合があります。

また、納付には、便利な口座振替もご利用ください。

## 日曜納付相談

平日は仕事などで来庁できない人は、日曜納付相談にお越しください。

とき 7月26日(日) 午前10時～午後3時

ところ 納税課(市役所別館2階) ※証明書の発行などは不可  
問合先 納税課  
☎06(6902)5994

## 休日国民年金相談

退職した場合などに必要な年金の種別変更の手続きや、免除申請などを受け付けます。

とき 7月26日(日) 午前10時～午後3時

ところ 市民課(市役所別館1階) 持ち物 年金手帳、印鑑

※離職した人は雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令など(すべて写し可)が必要

※同世帯の代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書が必要  
☎06(6902)6005

# 防災

## 特別警報の運用

気象庁では、大雨や地震、津波などにより、重大な災害が発生するおそれがある場合に、「警報」を発表して警戒を呼びかけます。また、警報の発表基準をはるかに超える豪雨などが予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きくなった場合には「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

特別警報が発せられた場合は、数十年に一度しかない非常に危険な状況です。テレビやラジオなどの情報に注意し、ただちに命を守るための行動をとってください。また、特別警報の発表がない場合でも、警報が発せられた時点で、十分な警戒が必要です。早めの行動が、あなたや家族の命を守ります。

## 特別警報

重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表

警報 重大な災害が発生するおそれがあるときに発表

注意報 災害が発生するおそれがあるときに発表

災害の危険性 大 小

台風に備えて安全対策 毎年7月～10月は日本列島に台風が接近・上陸し、大きな被害が発生しています。台風の接近が予想されるときは、大雨や暴風などへの備えが大切です。

また、局地的・断続的な大雨による浸水に備え、洪水ハザードマップで避難所と避難経路を確認しておきましょう。

※洪水ハザードマップは危機管理課、南部市民センターなどで配布。市ホームページにも掲載

台風接近中の注意

○テレビやラジオなどの台風情報に注意

○風で飛びそうな植木鉢やごみ箱などは屋内に入れる

○側溝などのごみなどを取り除き、排水を良くしておく

○不要不急の外出は控える  
問合先 危機管理課  
☎06(6902)5812

9月4日(金) 大阪880万人訓練を実施 大阪880万人訓練は、地震発生時などに、皆さん自らがさまざまな情報源から情報を確認し、災害に対する行動をとれるようになることを目的に実施されます。訓練当日は、訓練用の緊急速報メール・エリアメールが携帯電話(対応機種のみ)に発信されます。

なお、訓練当日は、電話がつながりにくくなる場合があります。訓練については事前にお問い合わせください。

※訓練に関する詳しい情報は、府ホームページ(<http://www.pref.sakai.jp/>)を参照  
実施日時 9月4日(金)午前11時

勤務場所 クリーンセンター業務課  
内容 ごみの収集業務  
対象 65歳未満の人  
賃金 時給941円  
※交通費別途支給(上限あり)  
申込方法 電話連絡後、履歴書を持って直接  
申込・問合先 クリーンセンター業務課  
☎06(6909)0048

# 保険

## 保険料は毎月納付期限内の納付

国民健康保険料第2期・後期高齢者医療保険料第1期の普通徴収の納付期限は次のとおりです。

納付期限 7月31日(金)

口座振替が便利です  
保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。保険収納課窓口では、ペイジー口座振替で手続きができます。詳しくは問い合わせください。

合は、代理人の身分証明書  
問合先 市民課  
☎06(6902)6005

27年度後期高齢者医療保険料納付通知書を送付 27年度の後期高齢者医療保険料納付通知書は、7月中旬に送付します。納付書に記載している指定金融機関、コンビニで納付期限内に納付してください。

後期高齢者医療保険料はペイジー口座振替での手続き不可  
7月の日曜納付相談日 7月26日(日) 午前10時～午後3時

保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター  
※南部市民センターでは保険証の発行不可。納付書は後日郵送

問合先 保険収納課  
☎06(6902)5994

国民健康保険短期被保険者証を更新 8月から使える国民健康保険短期被保険者証を、7月21日(火)から交付します。

仕事などで、業務時間内に来庁できない人は、夜間交付窓口にお越しください。

夜間交付窓口 7月28日(火)～31日(金) 午後5時30分～午後7時30分  
振替で保険料を納付  
※年度の途中で満75歳になった人などは普通徴収から特別徴収に切り替わる場合があります。破棄してください。

申請・問合先 健康保険課  
☎06(6902)5997

## 新しい後期高齢者医療被保険者証は橙色

新しい後期高齢者医療被保険者証は橙色です。7月中旬に簡易書留で郵送します。新しい被保険者証は届き次第使えます。

また、ジェネリック医薬品を希望する場合は、同封の「ジェネリック医薬品希望カード」を医師・薬剤師に提示してください。

現在の被保険者証(水色)の有効期限は、7月31日(金)までです。有効期限の過ぎた被保険者証は、健康保険課に返却または破棄してください。

申請・問合先 健康保険課  
☎06(6902)5997



27年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

所得が低い世帯の保険料は軽減後の額になりますが、所得未申告の人は申告が必要です。

保険料の納付方法は特別徴収または普通徴収  
特別徴収：年金から保険料を天引き  
普通徴収：納付書または口座振替で保険料を納付  
※年度の途中で満75歳になった人などは普通徴収から特別徴収に切り替わる場合があります。破棄してください。

申請・問合先 健康保険課  
☎06(6902)5997

# 募集

## クリーンセンター業務課 臨時的任用職員

勤務期間 7月20日(祝)～9月18日(金)の週4日、午前9時～午後4時15分

勤務場所 クリーンセンター業務課  
内容 ごみの収集業務  
対象 65歳未満の人  
賃金 時給941円  
※交通費別途支給(上限あり)  
申込方法 電話連絡後、履歴書を持って直接  
申込・問合先 クリーンセンター業務課  
☎06(6909)0048